

## 公立大学法人熊本県立大学 学術コンサルティング 約款

制定 令和8年10月1日

### (適用範囲)

第1条 この約款（以下「本約款」という。）は、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）が定める公立大学法人熊本県立大学学術コンサルティング取扱規程に基づき、委託者の申し込みにより実施する学術コンサルティング（以下「本学術コンサルティング」という。）に適用する。

### (学術コンサルティング料の納付等)

第2条 委託者は、本学術コンサルティングの実施に必要な費用（以下「学術コンサルティング料」という。）として、申込書に記載の金額を負担する。

2 委託者は、学術コンサルティング料を本学の発行する請求書により、所定の期日（以下「納付期限」という。）までに、本学の指定する方法で納付するものとする。なお、支払手数料は委託者の負担とする。

3 本学は、委託者から納付された学術コンサルティング料を原則、返還しない。ただし、本学の都合により本学術コンサルティングが中止となった場合等、別途協議の上決定することがある。

### (知的財産権・所有権等の取扱い)

第3条 原則、本学術コンサルティングの実施により知的財産権は生じないものと認識していることを確認する。ただし、学術コンサルティングにより知的財産権が生じた場合は、その帰属、取扱い等について、別途協議して決定する。なお、学術コンサルティングにおいて新たな知的財産権の発生が予測される場合には、速やかに共同研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

2 学術コンサルティング料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は本学に帰属するものとする。

### (秘密保持)

第4条 本学及び委託者は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の明示があるものを、秘密情報とし、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

（個人情報の取扱い）

第5条 本学及び委託者は、学術コンサルティングの過程において相手方から開示された個人情報について、学術コンサルティングの目的以外に使用してはならず、第三者に預託、提供又は開示してはならないものとする。

（免責・非保証）

第6条 本学は、本学術コンサルティングの実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしないものとする。

2 本学術コンサルティングの実施内容及び本学術コンサルティングの結果は、第三者の知的財産権、その他の権利を侵害しないことを保証するものではない。

3 本学は、本学術コンサルティング（学術コンサルティングに基づく商品の販売、役務の提供並びにサンプル品等の使用、保存、処分等を含む。）によって委託者又は第三者に損害が発生した場合においても、当該損害についての責任を一切負わないものとする。

（名称等の使用制限）

第7条 委託者は、本学の名称、略称、ロゴマークその他の標章（以下「名称等」という。）を、委託者の製品、サービス、広告、宣伝資料その他一切の目的において使用してはならない。ただし、本学の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 本学の構成員（教職員を含む）の氏名、所属、肩書についても、前項と同様に事前の書面による承諾なく使用してはならない。

3 前二項に違反して本学の信用を毀損する行為があった場合、本学は必要な法的措置を講じることができるものとする。

（解約）

第8条 本学及び委託者は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、本約款に基づく契約を解約することができる。

（1）委託者が第2条に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないとき

（2）相手方が本約款の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（3）相手方が本約款に違反したとき

2 本学は、委託者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本約款に基づく契約を解約することができる。

（1）破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

（2）銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

（3）仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（安全保障輸出管理等の遵守）

第9条 本学及び委託者は、本学術コンサルティングにより相手方から提供される技術を輸出又は非居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行うものとする。

2 本学及び委託者は、本学術コンサルティングにより相手方から提供されるいかなる技術情報も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、又、係る目的に使用されることが判明している場合は直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提供を行わないものとする。

（有効期間）

第 10 条 本約款の有効期間は、申込書に記載する本学術コンサルティングの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定は本約款の有効期間満了後 3 年間有効とし、第 3 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条の規定は、有効期間満了後もそれぞれ有効とする。

（協議）

第 11 条 本約款に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、本学及び委託者の両者が協議のうえ定めるものとする。